

伊賀でデザイン博 = イガデハク実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、伊賀でデザイン博 = イガデハク実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、「伊賀でつながる・伊賀からつながる」をテーマとし、クラフト作家と地域活動の紹介を通し「伊賀に集まり 伊賀から発信する」ことを趣旨とする伊賀でデザイン博 = イガデハクを開催することを目的とする。

(組織の発足と解散)

第3条 実行委員会の発足は、第一回目の会合日をもってその期日とする。
2 実行委員会の解散は、伊賀でデザイン博 = イガデハク終了後、記録の整理、費用の決算、報告書の作成等が終了した後解散する。

(事業)

第4条 実行委員会は、第2条の目的を達成するため、伊賀でデザイン博 = イガデハクの開催に必要な企画及び広報、実施、その他必要な事業を行なう。

(委員等)

第5条 実行委員会の委員は、伊賀でデザイン博 = イガデハクの目的を達成するため、「連絡会議」「事務局」などで構成され、協力・協働して事業を推進するものとする。
2 委員・参加者は、事業の目的の達成のための協力意識を持ち、過去・現在において「合意形成」を尊重できる者でなければならない。
3 会長は必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。
4 会長は上記2項にある「適格」にそぐわない個人・団体の参加を拒否することが出来る。

(役員)

第6条 委員会には、次の役員を置く。
(1) 会長 1名
(2) 副会長 1名
(3) 監事 2名
2 会長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときは、その職務を代行する。
4 監事は、実行委員会の会計その他の事務を監査する。
5 会長及び副会長、監事は、委員の互選により決定する。

(役員及び委員の任期)

第7条 役員及び委員の任期は、実行委員会が解散するまでとする。

(会議)

第8条 実行委員会の会議(以下、「連絡会議」という。)は、必要に応じ会長が招集し開催する。

2 連絡会議の議長は、会長が務める。

3 連絡会議は、原則公開とする。

(分科会)

第9条 実行委員会に分科会を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、分科会に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

(予算及び収支)

第11条 実行委員会の事業及び予算は、会長が作成し、第8条に規定する会議の決議を得るものとする。

2 実行委員会の収入は、出展予定者の出展割り当て「出展料」その他収入をもって充てる。

3 実行委員会の支出は、会長が別に定める方法により事務局で処理する。

(事業報告及び決算)

第12条 実行委員会の事業報告及び決算に関する書類は、会長が作成し、監事の監査を受けた後、第8条に規定する会議で承認を得る。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成20年6月1日から施行する。